

私たちの広場

【特集】**国民投票法**

【特別寄稿】**国民投票法成立に思う**

【連載】海外トピックス **韓国の電子投票**



No.296

2007年9月28日発行

財団法人 明るい選挙推進協会

名言の舞台..... 3

特集 国民投票法..... 4

- ・ 憲法改正の手續
- ・ 残された検討課題
- ・ 投票年齢をめぐって

特別寄稿 国民投票法成立に思う..... 11

明治大学法科大学院教授 高橋 和之

海外トピックス 韓国の電子投票..... 13

イギリスのシティズンシップ教育〈第3回〉「学校ぐるみで市民を育てる」..... 14

西武文理大学教授 新井 浅浩

行列のできる講座のつくり方〈第3回〉

「言い訳探しよりも参加者にとってもっとおもしろい企画を！」..... 16

NPO法人男女共同参画おた理事 牟田 静香

施策紹介 教育三法の改正..... 18

メイスイ列島フラッシュ..... 20

参院選啓発アラカルト

絵本 リンカーン〈第3回〉「奴隷問題」..... 24

協会からのお知らせ..... 27

平成18年度

明るい選挙啓発ポスター

文部科学大臣・総務大臣賞作品



五十嵐 奈緒さん

茨城県桜川市立桃山中学校2年（受賞当時）

〈表紙の紹介〉

村上 尚徳

（文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官）

人物や自然の風景、町並みがデザイン化され、落ち着いた色彩で美しく描かれています。標語の「あの街この街明日の街」という言葉からは、日本のすべての街をとこの街という場の広がり、将来の街をとこの街をとこの街という場の広がりを感じられます。標語と絵の美しさが調和して、さわやかな印象が伝わってきます。

（雑誌「選挙」平成18年12月号から転載）



私はあなたの意見に反対である しかし、あなたがそれを言う権利は 死んでも守る

ヴォルテール

1694年生、1778年没

ヴォルテールは、フランス革命前のヨーロッパを代表する啓蒙思想家で、文学、哲学、歴史学など多彩な分野において、第一線で活躍しました。

ブルボン王朝期のフランスに生まれましたが、若いときから自由思想に共鳴し、喜劇「オイディプス」、「哲学書簡」、「風刺小説「カンデイード」」、「寛容論」、「哲学辞典」などの精力的な執筆活動を行うとともに、反権力の発言や行動によりバスチーユへの投獄やイギリスへの亡命を経験し、また、カラス事件という冤罪事件に対する再審活動を国際的に展開するなど、その影響力は全ヨーロッパに及び、彼の生きた一八世紀が「ヴォルテールの世紀」とよばれる程です。

ヴォルテールは数々の格言・名

言を残しましたが、この名言は、ヴォルテールの自由を擁護することへの強い意思と自由主義の原則を端的に表したものととして、つとに有名です。

しかし、彼の膨大な著作や書簡の中に直接この言葉を見つけることはできません。実は、この言葉は、ヴォルテールの伝記を書いたS・G・タレントニアという女性の「ヴォルテールの友人」という著作の中で紹介されているものです。ただ、ヴォルテールが一九七〇年に知人に宛てた手紙の中に、「私はあなたの書いたものは嫌いだ、私の命を与えてもあなたが書き続けられるようにしたい」という一文があり、このことに由来するものではないかともいわれています。

特集

国民投票法

本年五月一四日、憲法改正の手續を定めた「国民投票法」（正式名称は「日本国憲法の改正手續に関する法律」）が成立し、同一八日に公布されました。憲法九六条は、憲法の改正には衆参各議院の総議員の三分の二以上の賛成を得て国会が発議し、国民投票の過半数の賛成を得なければならぬと規定しています。この九六条の解釈をめぐっては様々な議論がなされてきましたが、憲法施行から六〇年を経て、初めて具体的な改憲手續が定められ、憲法改正問題が新たな局面を迎えることとなりました。もちろん、国民投票法の施

日本国憲法

第九六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならぬ。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

② 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

行は公布から三年後（二〇一〇年五月一八日）となつていきますので、今すぐ国民投票が行われるわけはありません。また、先の参院選での自民党大敗の影響で、改憲は政治日程から遠のいたとの見方もありますが、早晚改正内容等をめぐっての議論が活発になるでしょうし、いずれ国民は厳しい選択を迫られることになると思われま

す。そこで今回は、この国民投票法の概要、残された諸問題等を紹介することにしました。まずは、国民投票法の概要、すなわち憲法改正に至るまでの今後の手續を見てみましょう。

憲法改正の手續

憲法審査会の設置

国民投票法の施行は三年後ですが、それに先立ち、法の公布後初めて開かれた国会の招集日（八月七日）に、両院に各党の議員で構成する憲法審査会が設置されました。憲法審査会は、これまでの憲法調査会に替わるもので、従来からの①憲法およびこれに密接に関連する基本法制の広範かつ総合的な調査に加

えて、②憲法改正原案の審査、③憲法改正の発議および国民投票に関する法律案等の審査を任務とし、また、④審査会の会長名をもって自ら②の憲法改正原案および③の法律案を国会へ提出することができます。ただし、国民投票法施行までの三年間は、憲法改正原案を提出したり、審査したりすることはできません。この間は、憲法に関する調査に専念することになります。

なお、③の法律案は、憲法の改正手續に関する法律案だけでなく、憲法改正を要する問題等についての予備的な国民投票に関する法律案（後述）を含んでいます。

憲法改正原案の発議

国会が改憲案を国民投票に付することを「憲法改正の発議」、議員が国会に提出して審議に付することを「憲法改正原案の発議」と言います。通常の法案を議員が発議するには、発議者に加えて衆議院においては議員二〇人以上（予算を伴うものは五〇人以上）、参議院においては議員一〇人以上（同二〇人以上）の賛成を要しますが、この憲法改正原案を発議するには、衆議院においては議員一〇〇人以上、参議院においては議員五〇人以上の賛成がなければなりません。前述したように、両院の憲法審査会も会長名をもって憲法改正原案を発議できますが、実際には、憲法審査会でまとめた原案について賛同議員が名前を連ねて提出する形になるでしょう。内閣が発

議できるかどうかについては説が分かれていますが、政府は提案権があるという見解を採っています。

憲法改正原案の発議は、条文ごとに行う必要はありませんが、改正案一括ではなく、内容的に関連する事項ごとに区分して行わなければなりません。この点については、投票票のところで後述します。

憲法改正の発議

憲法改正原案は提出された院の憲法審査会に付託され、ここで審査されます。仮に先に衆議院に提出された場合、衆院憲法審査会で審議され、賛成多数で可決されれば本会議にかけられ、「総議員」の三分の二以上の賛成で可決されれば参議院に送られます。参議院でも同様の手続を経て、本会議で可決されれば、その可決をもって、国会が憲法改正案として発議し、国民に提案したことになります。両院の決定が異なる場合は、両院協議会を開催することができ、衆参両院の権能は同じで、衆議院が優越することはありません。「総議員」が何を指すかについて、国民投票法は明文の規定を置いていませんが、衆参両院の先例に従い、法定議員数を意味すると解釈されています。したがって、欠員分は反対票と同じ扱いになります。

国民投票の期日

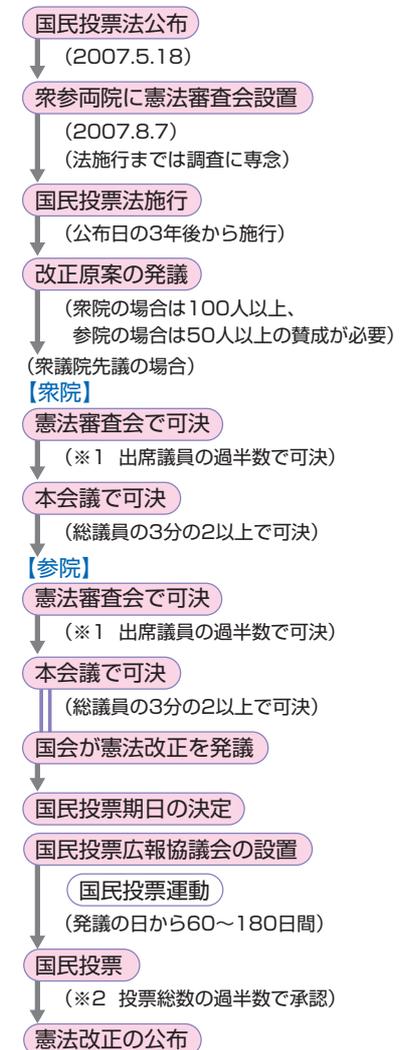
国民投票の期日は、改正を発議した日から

起算して六〇日から一八〇日の間で国会が議決した日です。国会は、発議後すみやかにこの投票の期日を議決しなければなりません。

国民投票広報協議会

憲法改正が発議されると、憲法改正案の内容等を国民に周知するため、国民投票が修了するまでの間、国会に国民投票広報協議会が設置されます。衆参両院の議員の中から各党派所属議員数の比率で選出されたそれぞれ一〇名の委員で構成され、憲法改正案の内容や賛成・反対の意見、その他参考となるべき事項を掲載した国民投票広報の原稿の作成、投票記載所に掲示する憲法改正案要旨の作成、憲法改正案等を広報するためのテレビ放送、ラジオ放送および新聞広告等を行います。このテレビ放送、ラジオ放送および新聞広告は、各政党の意見広告を含んでおり、各政党は、同じ時間数あるいは同じ寸法と回数 of 広告を無料で行うことができます。

憲法改正までの流れ



※1 憲法審査会の可決要件は各院がそれぞれ定める規則により正式に定められる。
※2 投票総数 = 賛成票 + 反対票

なお、協議会が作成した国民投票広報の原稿は中央選挙管理委員会に送付され、その写しが都道府県選挙管理委員会に送付されて、ここで印刷されます。印刷された国民投票公報は市区町村選挙管理委員会から投票日の一〇日前までに各世帯に配布されます。

国民投票に関する周知

国民投票の執行に関する事務は、衆参両院の比例代表選挙と同じく、中央選挙管理委員会が管理し、投票票事務等は都道府県および市区町村の選挙管理委員会が行います。憲法改正案の周知は前記国民投票広報協議会が担いますが、国民投票の方法、国民投票運動の規制その他国民投票の手続に関する事項を投票人に周知するのは、選挙啓発と同じく、総務大臣、中央選挙管理委員会、都道府県および市区町村の選挙管理委員会の任務とされています(国民投票法一九条)

国民投票運動

憲法改正案に対し賛成または反対の投票をし、またはしないように勧誘する行為を「国民投票運動」と言います。国民投票運動の規制は、国民が自由に意見表明できるようにするため、選挙運動と異なり必要最小限に抑えられており、政党、団体、個人を問わず幅広い主体が、ほとんど制限なく行うことができます。文書図画の規制もなければ、運動費用の制限もありません。インターネット上での運動も、戸別訪問も自由にできます。

ただし、まったく自由というわけではなく、国民投票の公正を確保するため、次のような規制と罰則が限定的に設けられています。

①投票管理者、開票管理者等の投票事務関係者、選挙管理委員会の委員および職員など国民投票の管理執行に当たる者は、国民投票運動が禁止されています。裁判官、検察官、警察官は禁止されていません。

②公務員、特定独立行政法人の役職員等および教職員は、地位利用の国民投票運動が禁止されています。地位利用とは、その地位にあるために特に国民投票運動を効果的に行いうる影響力または便益を利用する、という意味です。

③政党や団体がテレビやラジオの放送広告を行うことは自由ですが、投票日の一四日前からは、国民投票広報協議会が用意する無料枠での放送広告を除き、何人も国民投票

運動のための広告放送（いわゆるスポット広告）をすることはできません。放送広告は国民への影響力が大きく、投票日間近に扇情的な広告が行われると投票の公正を害する危険性があると考えられたからです。改正案に対する意見表明や純然たる評論は規制の対象になりません。

④メディアに対する直接の規制は設けられていませんが、一般放送事業者は、放送法三条の二第一項の規定（番組の編集に当たっては、政治的に公平であること、事実を曲げて報道しないことなどを規定）の趣旨に留意するものとされています。

⑤金銭や物品を提供して投票の勧誘を行う、いわゆる買収については、自由な憲法談議が萎縮しないよう処罰範囲を限定して規制しています。すなわち、組織的に多数の者を対象に、投票に影響を与えるような利益を供与したり、利害関係を利用したりすると、処罰されます。

⑥職権濫用による投票の自由妨害、投票の秘密侵害、正当な理由のない投票干渉などは罰則をもって禁止されています。

投票権者

国民投票の投票権を有するのは、年齢満一八歳以上の日本国民です（国民投票法三条）。選挙権年齢（満二〇歳以上）と異なっていますが、国は、国民投票法が施行されるまでの間に、満一八歳以上の者が国政選挙に参加で

きるよう公職選挙法等の関係法令を検討し、必要な法制上の措置を講ずるものとされています。この法制上の措置が講ぜられるまでは、国民投票の投票権は二〇歳以上の者にしか与えられません。

選挙権は、たとえ選挙権年齢に達していても、成年被後見人や禁固以上の刑に処せられている者、選挙犯罪者などには認められていませんが、国民投票権が認められないのは成年被後見人のみです。

国民投票が行われることになると、市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿とは別に、投票人名簿および在外投票人名簿を調製します。選挙人名簿のような引き続き三カ月以上の住所要件はありません。この二つの投票人名簿のいずれかに登録されていない者は投票することができません。

投開票

投票は、憲法改正案ごとに一人一票。選挙の投票と同じく、投票管理者、投票立会人が置かれ、期日前投票、不在者投票等が認められています。投票時間も選挙の投票と同じです。

前述したように、憲法改正原案の発議は、一括して発議するのではなく、内容的に関連する事項ごとに区分して発議しなければなりません。当然のことながら、国会が憲法改正の発議をするときも、同じく内容関連事項ごとに区分して発議することになります。これは、できるだけ個別の憲法改正条項ごとに民

意を問うべきという要請がある一方で、相互に関連する改正条項が賛否の結果矛盾したも
のになってしまわないようにする必要もある
からです。個別の改正案のどれとどれが内容
関連事項かは、具体の事例に即して国会が判
断することになります。

したがって、一回の国民投票にかけられる
憲法改正案は一つに限りません。内容的に関
連する事項ごとに区分して、例えば九条の改
正案や環境権の創設に関する改正案などに区
分して、数問（五問程度までと言われていま
す）かけられる場合があります。投票用紙は
それら複数の憲法改正案ごとに調製されま
す。投票用紙には「賛成」の文字と「反対」の
文字が印刷されており、投票人は、それらの
文字のいずれかを丸印で囲んで投票します。

開票には、開票管理者、開票立会人が置かれ
ます。できるだけ投票人の意思を汲み、無効
票を少なくするため、例えば、「賛成」の文
字に×印をつけたり、二重線で消している票
は「反対」の有効票として取り扱われます。

憲法九六条一項は、憲法改正の承認には国
民投票において「その過半数の賛成」が必要
としています。「その」とは何を指すかにつ
いては、有効投票数、投票総数、総投票権者
数の諸説があります。順次承認が得にくくな
りますが、国民投票法は「賛成の投票の数が
投票総数の二分の一を超えた場合」と規定し
ています（一二六条）。ただし、ここに言う
「投票総数」は「賛成票の数と反対票の数を

合計した数」と定義しています（九八条二項）
ので、白票などの無効票は含まれていません。
「投票総数」とは言いながら、実質は「有効
投票総数」と同じです。前述したように、で
きるだけ無効票を少なくし、有効投票総数を
投票総数に近づけるようにしたのです。当初
案では白票を含む実質的な投票総数の過半数
としていた民主党も、検討協議の結果、この
案に修正しました。

開票の結果は、中央選挙管理会から総務大
臣を通じて内閣総理大臣に通知されます。賛
成の票が投票総数の二分の一を超える旨の通
知であった場合は、内閣総理大臣は
直ちに当該憲法改正の公布のための
手続をとらなければなりません。

残された検討課題

国民投票法が成立するまでには、
国会が正面から取り上げるようにな
ってからも、〈表1〉にあるような
長年の経過がありました。二〇〇六
年五月に、与党および民主党はそれ
ぞれ法案を衆議院に提出しまし
たが、その後の精力的な議論の結果、
十二月には、相違していたほとん
どの項目で歩み寄りが見られました。
しかし、年が明けると参議院選挙を控
えて与野党間の緊張関係が高まり、

与野党はそれぞれ修正案を出さざるを得なく
なり、結局与党の修正案が与党の賛成多数に
より成立したのです。

成立はしましたが、施行は公布から三年後
（二〇一〇年五月十八日）とされており、し
かも、その附則や附帯決議で、施行までの間
にあるいは施行後速やかに検討を加え、必要
な法制上の措置を講ずべき検討課題を挙げて
います。議論はまだゴールに達していないの
です。

一つは、**国民投票権年齢と選挙権年齢等と
の調整**です。これについては、項を改めて説

〈表1〉 国民投票法案の審議経過等

年	月日	経 過
2000	1.20	衆参両院に憲法調査会を設置
2005	4.15	衆院憲法調査会が報告書を公表
	4.20	参院憲法調査会が報告書を公表
	9.22	衆院に憲法調査特別委員会を設置
2006	5.26	衆院に与党および民主党がそれぞれ国民投票法案を提出
	12.14	与党および民主党がそれぞれ修正の方向性を示す。 数個の論点を残して歩み寄り
2007	1. 4	安倍総理「憲法改正を目指し、参院選の争点にする」旨発言
	1.25	参院に憲法調査特別委員会を設置
	3.27	与党が修正案を衆院に提出
	4.10	民主党が修正案を衆院に提出
	4.12	衆院憲法調査特別委員会で与党修正案を可決
	4.13	与党修正案が衆院を通過、参院に送付
	5. 8	民主党が参院に法案（衆院修正案と同内容）を提出
	5.11	参院憲法調査特別委員会で与党修正案を可決
	5.14	与党修正案が参院通過。法案成立
5.18	国民投票法を公布	

明します。

二つには、**公務員の政治的行為の制限に関する検討**です。

公務員は、全体の奉仕者であり、公務の政治的中立性が要請されることから、特定の政党や候補者を支持するといった「政治的目的」を持って署名運動を企画したり、庁舎に文書や図画を掲示したりといった様な「政治的行為」をすることが禁止されています（国家公務員法一〇二条、地方公務員法三六条）。国民投票運動に際しての公務員の政治的行為については、与党案・民主党案とも当初案では禁止していたのですが、両者検討協議の結果、二〇〇六年十二月、国民投票運動の自由を尊重するため、禁止しないことで合意しました。しかし、自党内で異論があり、与党の最終案では、本則では政治的行為を認めず、附則で「公務員が国民投票に際して行う憲法改正に関する賛否の勧誘その他意見の表明が制限されることにならないよう」法施行までに検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとされました。

三つには、いわゆる**予備的国民投票制度についての検討**です。

国民投票の対象について、民主党案は、憲法改正案に限定せず、国政上の重要な問題にまで拡張しようとしていました。

重要な法律の制定や条約の承認について国民投票を求める制度を「一般国民投票制度」と言い、EU加盟国では、直接民主制度の国

スイスをはじめ、多くの国がこの制度を導入しています。例えばイタリアでは、一九八六年のチエルノブイリ原発の事故の後、国民投票で原発廃止を決め、フランスとオランダでは二〇〇五年、EU憲法の批准を否決しています。韓国にも一般国民投票制度がありますが、軍事独裁政権の正当性を認めさせるために、改憲案を国会の議決を経ないまま直接国民投票にかけるなど悪用されたこともあります。ドイツでは、ワイマール憲法時代に、国民投票制度が議會を弱体化させ、ナチス独裁に寄与したとの理由から、連邦レベルにおいては憲法改正の国民投票制度も設けられていません。

民主党の案は、もちろん重要事項の決定権を国民投票に持たせるものではなく、国会がその意思決定に当たって諮問的に国民の意思を問うものですが、与党は、たとえ諮問的なものであっても事実上の拘束力を持つことになるので、代表民主制の原則に抵触するのではないかと反対しました。民主党は、その修正案で、投票の対象を、憲法改正の対象となりうる問題、統治機構に関する問題、生命倫理に関する問題など別途法律で定める問題に限定しましたが、与党との溝は埋まりませんでした。ただし、与党の最終案では、憲法修正案を国民に問う前に、憲法改正を要する問題や憲法改正の対象になりうる問題について、予備的な国民投票を行うこともあるべし、との考えから、附則で、法の施行後速やかに、そのような国民投票制度の意義および必要性

の有無について検討を加え、必要な措置を講ずるものとしています。

四つには、**最低投票率制度の是非の検討**です。

先ほど述べたように、憲法改正案は、国民投票総数（実質的には有効投票総数）の過半数の賛成があれば承認されます。したがって、過半数を大きく下回るような投票率であつても、憲法改正は承認されることがあります。国の基本を定める憲法があまりにも少数の同意で改正されるのはおかしいのではないかということから問題提起されたのが、最低投票率の設定です。例えば、韓国、ポーランド、ロシアなどでは投票率が五〇%以上でなければ国民投票が無効になり、イギリスでは、最低投票率ではありませんが、有権者総数の四割が賛成しないと成立しないという最低投票率制が採られています。

しかしながら、一方では、①最低投票率を設けると民意のパラドックスが起こる（例えば、最低投票率が五〇%に設定されていた場合、国民の四八%が賛成、一%が反対の投票をしたとすると改正案は承認されないが、四八%よりはるかに少ない二六%が賛成の投票をし、一%よりはるかに多い二五%が反対の投票をすると改正案は承認されてしまう）とか、②投票ポイコット運動が起こり、本来は投票に行くはずだった反対派の人達が棄権に回ることによって国民投票を不成立に追いやることのできるのか、③たとえ国民投票の投

票率が低くても、国民の代表である衆参両院議員の三分の二以上という圧倒的多数で発議されたという重みがある、といった意見もあります。

与党案も民主党案も最低投票率には触れていなかったのですが、参議院の審議でクローブアップされました。同院の憲法調査特別委員会は、法案の採決に際し、一八項目にわたる附帯決議を採択しましたが、その中で、法の施行までに最低投票率制度の是非について憲法審査会で検討することを求めています。

投票年齢をめぐって

与党案と民主党案

国民投票の投票年齢は、本則では「満一八歳以上」とされていますが、附則三条一項で、法の施行までの間に一八歳以上二〇歳未満の者に選挙権が与えられるよう関係法令を改正することとし、二項では、それができるまでの間は「満二〇歳以上」としています。

この件に関し、与党の当初案は、①一八歳という年齢で憲法改正という重要な問題を判断できるか疑問であること、②国政選挙権年齢と一致させるべきであるが、今でも各種選挙における若者の投票率は低く、年齢を下げるとさらなる低下が懸念されることから、選挙権と同じ「満二〇歳以上」とされています。一方、民主党の当初案は、①世界各国の

選挙権および国民投票権はほとんどが一八歳以上であること、②将来にわたって国の根幹的規範となる憲法については、若い層もできるだけその決定に参画させるべきであることから、原則「満一八歳以上」とし、国会議決で満一六歳以上の者にも認めることができるとされています。しかし、その後の与野党協議で、「原則満一八歳以上」とし、法の施行までの間に選挙権年齢も一八歳以上とするよう関係法令を改正することで合意されました。与党の最終案（＝成案）はこのことを踏まえたものですが、選挙権年齢が満一八歳以上に引き下げられるまでは二〇歳以上とするという経過措置が書かれており、この点が民主党の最終案と異なっています。

選挙権年齢と成人年齢

国は、附則三条一項の規定により、二〇一〇年五月一八日までに、選挙権年齢を国民投票年齢と同じ一八歳以上にするともに、これに関連する法令全体の整合性を確保するため、公職選挙法、民法など関係法令の総合的な見直しと法改正を行わなければなりません。年齢に関する法令は三〇を超えると言われていますが、もちろんそのすべてを改正する必要があるわけではありません。しかし、どの規定を改定すべきかの判断はそう容易なことではありません。

憲法一五条は、公務員の選挙について「成年者」の選挙権を保障していますが、何歳か

らが成年者であるかは法律に委ねており（憲法四四条）、公職選挙法が「年齢満二〇年以上の者」と規定しています（九条）。衆議院議員選挙に関して言えば、昭和二〇年の衆議院議員選挙法の改正で、従来の二五歳以上から引き下げられました。しかし、世界各国を見ると、一八六カ国・地域のうち一六二カ国・地域は満一八歳以上、日本以外のサミット参加国はすべて一八歳以上で、一八歳以上が世界標準になっています。このため、選挙権年齢を引き下げるべしとの意見は以前より各方面から主張されてきました。

一方、民事の基本ルールを定めた民法は、「年齢二〇歳」をもって「成年」としており

〈表2〉「20歳」または「成年」を基準としている主な法律

法律名	内容要旨	
二〇歳を基準	公職選挙法	選挙権は満20年以上 満20年未満は選挙運動禁止
	民法	「成年」の定義・年齢20歳以上
	未成年者喫煙禁止法	20歳未満の喫煙を禁止
	未成年者飲酒禁止法	20歳未満の飲酒を禁止
	少年法	満20歳未満は原則として刑罰なし
	国民年金法	被保険者資格は満20歳以上
	国籍法	外国人の日本への帰化は20歳以上
成人を基準	民法	未成年者の婚姻は親の同意が必要 未成年者の財産上の取引は親の同意が必要
	民事訴訟法	未成年者は法定代理人によらなければ訴訟行為ができない
	医師法	未成年者には医師の免許は与えられない
	税理士法	未成年者は税理士となる資格なし
	競馬法	未成年者は馬券の購入ができない

(四条)、未成年者は父母の親権に服します。この年齢は、明治三一(一八九八)年の民法施行以来変わっていません。この民法の「成年」と憲法上選挙権が保障されている「成年者」とは理論上必ずしも同一である必要はありませんが、自分の行為に対して全面的に権利を持ち責務を負うのが成年者ですので、特別な理由がない限り両者は一致しているのが望ましいと考えられます。このため、附則三条一項は、改正の検討を要する法律として民法を例示的に挙げています。

民法の成人年齢を一八歳に引き下げると、一八歳〜一九歳の若者が親の同意がなくても財産上の取引行為ができるようになり、若者の経済活動が活発になることが期待される一方で、軽率に行った取引であっても取り消せなくなります。結婚については、現在男性は一八歳から、女性は一六歳から可能で、二〇歳未満の男女は父母の同意を要しますが(民法七三七条)、成人年齢が引き下げられると女性だけ親の同意が必要な期間が残り、男女平等の問題や結婚のあり方にまで論争が進展しかねません。

二〇歳以上を年齢基準としているものには公職選挙法のほか、未成年者飲酒禁止法、未成年者喫煙禁止法、国民年金法などがあり、また、民法の「成年」の定義をそのまま使用している法令には民事訴訟法、医師法、競馬法などがありますが、いずれも一八歳以上に改正するにはその必要性の有無を含めて慎重

な検討を要します。例えば、未成年飲酒禁止法や未成年喫煙禁止法は、すでに有名無実になっているという意見がある一方で、健康への悪影響や、同じ高校三年生でありながら喫煙できる者とできない者が混在することなどの問題点が指摘されています。

選挙権年齢と刑事関連法

刑法では、刑罰を科すことができるのは一四歳以上とされていますが(四一条)、少年の健全育成を目的とする少年法は、満二〇歳未満の者を「少年」と定義し、少年犯罪者は刑事裁判ではなく家庭裁判所の審判に付され、原則として刑罰を科さず、保護処分(①保護観察所の保護処分、②児童自立支援施設または児童養護施設への送致、③少年院への送致のいずれか)を行うこととされています。一方、公職選挙法は、未成年者の選挙運動を禁止し、選挙違反を犯して刑罰に処せられた成年者は、たとえ罰金刑であっても一定期間公民権を停止されます。したがって、選挙権年齢を一八歳以上とし、少年法を現行のままにしておくこと、一八歳〜一九歳の者は選挙違反を犯しても刑罰が科されず、公民権も停止されず、二〇歳以上の者との間で大きな不公平が生じることとなります。しかも、立候補者と一定の関係にある者が買収罪等の刑罰に処せられずと連座制により当選無効等の制裁措置を受けますので、刑罰に処せられない一八歳〜一九歳の者を利用した選挙違反が増

加する恐れがあります。このため、選挙権年齢の引き下げを行う場合は、少年法の少年年齢も引き下げなければならないという意見がある一方で、そうなると一八歳〜一九歳の犯罪者の保護処分はなくなり、実質的に厳罰化されるわけで、若者の再発防止、社会復帰の観点からこれに反対する意見もあり、ことはそう簡単ではありません。

政府ではすでに各省事務次官等をメンバーとする「年齢条項の見直しに関する検討委員会」を設置しています。ただ、上述述べたように検討事項は多く、成案を得るまでには相応な紆余曲折をたどることも考えられます。

憲法改正の国民投票は、数年に一回行われる選挙の投票と違って、将来にわたっての国の根幹を決める極めて重要な投票です。誤りなき選択をするためには、国民が改正案の内容と背景をよく理解し、適切な判断ができるよう、政治的に成熟していくことが求められます。特に、投票権を満一八歳以上とするに当たっては、若者に対し主権者としての自覚を促し、必要な知識と技能の習熟を進める政治教育が不可欠です。明るい選挙推進運動も、「きれいな選挙」や「投票参加」を中心とした運動から、その本来の目的である「国民の政治意識の向上」へ大きく踏み出していく時期を迎えているのではないのでしょうか。

(編集部)

国民投票法成立に思う

明治大学法科大学院教授 高橋和之

●プロフィール
たかはし かずゆき

1943年生まれ、東大法学部卒業後、同大法学部助学教授を経て現職。専攻は、憲法、比較憲法、国法学、情報法。主な著書に『現代立憲主義の制度構想』（有斐閣、2006年）、『憲法ⅠⅡ〔第4版〕』（有斐閣、2006年、共著）等がある。

憲法改正に賛成？反対？

いわゆる「国民投票法」は、国会の審議不十分のまま参議院における「強行採決」により成立した。今後詰めるべき多くの論点を列挙した参議院の附帯決議が、審議の不十分さを雄弁に物語っている。本来は、そこで指摘されている諸論点を十分に審議した上で、採決に付すべきであつたらう。しかし、憲法制定直後に整備しておくべきであつた法律が、六〇年にわたる立法院の怠慢の後、やっと目の見えたのであり、これを指導した政府の大きな功績であると賞賛する向きもある。憲

法改正を推進したい勢力にとつては、まず第一段階をクリアーしたという思いであろう。

今回の国民投票法への賛成派も反対派も、憲法改正にはこのような法律の制定が必要であり、憲法はその制定を国会に命じていると固く信じ込んでいるようである。反対派も、国民投票法を制定すること自体に反対しているわけではない。反対の主要な理由は、法律の本身にあり、その点の審議が十分に尽くされていないことを問題としているのである。どれだけ審議をしても、中身についての対立がなくなることはないであろう。しかし、審議を通じて一定の妥協ができれば、そのほうが良いに決まっている。何と言つても、いま問題にしているのは憲法改正そのものではなく、そのための手続であり、手続にコンセンサスが成立すれば、それがたとえ妥協の産物であつても、その手続に従つた憲法改正の正統性は高まるはずである。

反対の主要な理由、と述べたが、主要でない理由も当然存在する。その最も重要なものが、憲法改正に反対だというものである。私の専門は憲法学であるが、そのためか、よく「憲

法改正に賛成ですか、反対ですか」と聞かれる。そういうとき、たいていの質問者は、「反対です」という答えを期待あるいは予想しているようである。こういう質問に対する私の通常の反応は、「どういふ内容の改正を考えているのですか」というものである。改正に賛成か反対かは、改正の中身が分からなければ答えようがない。しかし、質問をする人には、憲法改正について、一定内容の、多くの場合ステレオタイプ化されたイメージがあるようである。

その中で、今日の改憲勢力が目指しているのは、現行憲法を悪くする方向だと確信している人々にとつては、改正の内容を問うこと自体が敵の土俵に上がることで危険この上ない冒険に見えるようだ。ゆえに、改正への地ならしをしようとする国民投票法の制定には反対すべきだということになる。この立場からは、国民投票法には、内容いかんにかかわらず反対だし、成立を阻止しえないならば、できる限り憲法改正が困難となるような内容にすべきだということになる。要するに、国民投票法への反対派には、憲法改正自体には賛成だというグループと憲法改正に反対だというグループが存在するのである。換言すると、まず憲法改正への賛成派と反対派がいて、その賛成派の間で今回の国民投票法への賛成派と反対派が対立したのである。

このことを理解しないと、国民投票法の反対派までもが最低投票率制度の導入に消極的

であったことが理解できないであろう。憲法改正の賛成派は、反対派が最低投票率制度を投票ポイコット運動に利用（悪用？）するのを嫌ったのである。しかし、憲法改正に対する国民の承認を国民投票における「有効投票の過半数」で決するという制度を採用するにせよ、あまりにも低い「有効投票」数により憲法改正が行われることのないよう、何らかの歯止めが必要だという意見も傾聴に値する。最低投票率制度がポイコット運動に利用される危険があるから好ましくないというのであれば、例えば「最低賛成票率」（賛成票が有権者総数の一定割合を下回った場合には、承認されなかったものとする）の制度なども検討の価値があるろう。

「想定外」の国民投票法？

ところで、先に、国民投票法の賛成派も反対派も、憲法改正にはこのような法律の制定が不可欠だと固く信じているようだ、と述べたが、はたして本当に憲法はかかる法律の制定を想定しているのだろうか。憲法九六条には、法律制定を義務づける文言はない。これを、例えば最高裁判官の国民審査を規定している七九条と対比してみよう。七九条四項は「審査に関する事項は、法律でこれを定める」と規定し、法律による規律を明示しているのである。では、なぜ九六条は「国民投票に関する事項は、法律で定める」と規定しなかったのであろうか。九六条の簡潔な規定

だけでは国民投票を行うのに十分でないことは、誰の目にも明らかである。その細則を何らかの形で定めねばならない。

そんなことは、憲法制定者にも分かっていたはずである。にもかかわらず、憲法制定者はなぜ「法律で定めよ」との一言を憲法に書いておかなかったのだろうか。法律で定めるべきことは、あまりにも当然のことで、書く必要を感じなかった、という答え方もあるかもしれない。実際、憲法の規定で不十分な点を法律で定めることに問題のあるはずがない。憲法の下で最も重要な法形式は、言うまでもなく法律であり、憲法の足らざるところを補充しようという場合に、まず考えるのは法律である。法律ではなくて、法律より下位の法形式に訴えようなどとすれば、それこそ憲法違反の声が上がるろう。

しかし、私には、憲法制定者は、法律で定めることが必要だとは必ずしも考えなかったのではないか、という思いもぬぐいきれない。もちろん、法律で定めることが許されるべきでないとはまでは考えなかったかもしれない。しかし、憲法改正の手法をあらかじめ法律で定めておくということが、つねに良いこととは限らないという判断があったのではないか。手続は実体（改正内容）と概念上は区別できる。しかし、政治の現実においては、両者は不可分に絡んで現れる。憲法改正の現実においては、対立は改正内容についてだけでなく、手続についても生じ、発議に必要な三

分の二を確保するための取引には、その両方が不可分に絡んでこよう。

例えば、国民投票の対象につき、改正事項を一括して一票で投票するのか、それとも事項別に複数の投票で行うのかという問題を考えてみよう。ある会派は一括投票を主張するが、他の会派は事項別投票を主張するという場合、後者にとっては一括投票なら改正の発議に賛成しないということが十分ありうる。したがって、投票方法をどうするかをあらかじめ決めてしまっておくと、その分妥協が困難となるという事態も起こりうるのである。その場合、あらかじめ法定された投票方法が障碍しょうがいとなつて妥協が困難なら、おそらく投票法の法律改正が憲法改正と抱き合わせにされて発議の投票がなされるであろう。そのくらいなら、最初から、憲法改正ごとに手続を定めることにしておいたほうが良いのではないだろうか。その場合に、手続については、改正の発議と同時に、それと抱き合わせで法律制定するという方法も考えうるが、しかし、むしろ手続をも「発議」の内容に含めて解釈すべきではないかとも思われるのである。もしこのような解釈が成り立つとすれば、九六条が国民投票についての詳細を法律に委ねなかつたのは独自の意味を持つものであつたということになる。

この理解を徹底すれば、国民投票法は採るべき法形式を誤つたもの、ということもできよう。

韓国の電子投票

電子投票は、日本では、地方選挙についてのみ、地方公共団体が条例を定めることによって実施できることになっているが、お隣の韓国では、来行われる国会議員選挙に、全国いっせいに電子投票を導入しようとしている。しかも、どこの投票所からでも投票できる、わが国よりはかなり進んだレベルの電子投票が行われるという。今回は、この韓国の電子投票をめぐる動きについて紹介する。

わが国の電子投票

電子投票とは、タッチパネルや押しボタンによって投票の意思を電磁的に記録し、その電磁的記録を用いて開票作業を行うものである。総務省の電子投票に関する研究会の中間報告（平成一四年二月）は、電子投票を、第一段階Ⅱ選挙人が指定された投票所において電子投票機を用いて投票する段階、第二段階Ⅱ指定された投票所以外の投票所においても投票できる段階、第三段階Ⅱ投票所での投票を義務づけず、個人の所有するコンピュータ端末を用いて投票する段階（いわゆるインターネット投票）、の三段階に分類しているが、わが国で認められている地方選挙における電子投票は、第一段階のものである。

韓国の電子投票導入計画

韓国政府は、二〇〇二年末に今後五年間の高度情報化の方策を示した「e-코리아・ビジョン2006」を策定し、その中の「情報国家の推進」の章において電子投票の実現を明記した。これを受けて、韓国中央選挙管理委員会は、電子投票システムの開発を進め、二〇〇五年一月、二〇〇八年国会議員選挙では有権者がどこの投票所からでも投票できる第二段階の電子投票を実施、二〇一二年国会議員選挙では第三段階のインターネット選挙を実施（海外有権者の在外投票には二〇〇八年の選挙から実施）する計画を発表した。

二〇〇八年の選挙で使用される韓国の電子投票システムは、全国すべての選挙区の有権者名簿を統合した統合有権者データベース、電子的に有権者の本人確認を行う電子本人認証システム、全選挙区の候補者データを内蔵させたタッチパネル式の電子投票機、USBメモリーの投票データを暗号化した電子開票システム、開票結果に異議が出た場合の電子検索システムから構成される。これに海外有権者用のインターネット投票システムが加わるが、インターネット投票については、データの安全な送受信、二重投票の防止などの面

で課題を残しており、詳細は検討中であるという。また、高齢者等に配慮して、希望者には従来どおりの投票用紙による投票も認める予定という。

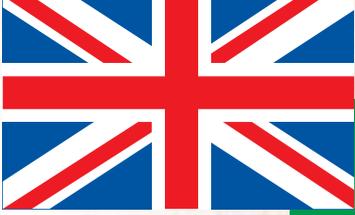
国民総背番号制等が実施を担保

どこの投票所からでも投票できるようにするために、統合有権者データベース、電子本人認証システム、全国候補者データベース等の構築が不可欠である。韓国が一気に第二段階の電子投票を採用し、世界でも極めて先進的な電子投票制度を実現できるのは、一つには、住民登録制度による国民総背番号制が定着していること、二つには、韓国の中央選挙管理委員会は憲法に規定された独立行政委員会で、極めて強力な権限を持っていることを指摘することができる。

わが国では、先の通常国会に、地方選挙で電子投票を行っている市町村にあっては国政選挙も電子投票を行うことができるようになるための法案が提出され、継続審議となっているが、第二段階に至る道はいまだ見えないう。韓国の電子投票が計画どおり実現すると、大きな遅れが生じることになる。

近時、技術的な課題の未解決や政治状況の変化などにより、二〇〇八年実施については後退したとの情報も伝えられているが、韓国の今後の電子投票をめぐる動きに注目したい。





イギリスの シティズンシップ教育

第3回

学校ぐるみで市民を育てる

西武文理大学教授
新井 浅浩

●プロフィール あらい あさひろ

昭和35年生まれ。横浜国立大学教育学部卒、カリフォルニア大学教育学大学院修士課程卒。現在は西武文理大学サービス経営学部教授。専門は比較教育学、人格・情意教育論。

前回に続き、初等学校でのシティズンシップ教育の実践について紹介します。

イギリスのシティズンシップ教育の重要な考え方に、特定の教科だけで教えるのではなく、学校のあり方や行動様式（エトス）、文化などを学校ぐるみで教えていくことがあります。例えば、民主主義はシティズンシップ教育が担う重要なテーマですが、その民主主義を非民主的な形で教えるくらいならば、何も教えないほうがまだましであるときえいわれるのです。

本稿では、シティズンシップ教育を啓蒙普及している『市民性財団』が発行した教師用ハンドブックから、学校ぐるみでシティズンシップ教育をすすめている実践事例を紹介したいと思います。

イングランド南東部ハートフォードシャーにあるロックハム初等学校は、二〇〇六年に受けた視学官による学校監査（これはすべての学校が義務づけられています）の報告書で「きわめて素晴らしい学校」と絶賛されています。

学校のホームページの冒頭で校長先生は次のように述べています。



ロックハム初等学校
（同校のホームページから）

「私たちの学校は、**「聴く学校」**です。私たちは、誰もが価値があると認められ、誰もが意見を表明できることが何よりも大切だという姿勢をとっています。」
ここにこの学校の方針のすべてが表現されているのです。

ロックハム初等学校では、児童たちも、学校における意思決定において、実質的な役割を果たしています。

意思決定の場

サークルミーティング

その一例はサークルミーティングです。この学校では、毎日一〇時一五分から一五分間、集会を開いています。そのうち火曜日がこのサークルミーティングになっています。

サークルミーティングは、六年生が混合で、小グループになって

様々な問題について話し合う場です。そもそもイギリスの初等学校は一般的に小規模であり、この学校も児童数は、二四〇人前後です。それでも全校で話し合うのは無理なので、六つの小グループに分け、それぞれのグループで六年生がまとめ役を務めます。先生が一人ずつ付きませんが、助言・指導役です。

毎回一五分ですので、一回で話し合いを完結させるということではなく、続きは次回に持ち越されます。話し合いの進め方は、前回本欄で紹介したサークルタイムの手法を取り入れています。最初に必ずウォームアップゲームを行います。これはサークルタイム同様、一人ずつ決められた形式で、自分について一言ずつ話していくのです。また、最後は、終わりのゲームとして、ウインクゲーム、おかしな顔を伝えていくなど動作のゲームをします。

議題は六年生が準備しますが、毎回いくつか出されます。例えば、ある日のミーティングでは三つの議題がありました。一つは、スピーキングと暗算能力を向上させるための良い方法について話し合うこと

でした。ちなみに、この時は多くのグループでスペリングコンテストを開催するという提案が出たようで、それを開催することが決定したと翌週のサークルミーティングで報告されました。

次の議題は、リサイクルに関してもです。各教室にリサイクル用のゴミ箱が用意されたこと、それには色のついた紙は入れないように注意することが伝えられました。次に各クラスでこの箱を他のゴミ箱と間違えて使用しないことを監督する方法について話し合いました。また、毎日リサイクルのゴミ箱から校庭にある車輪つきの大型のゴミ箱に捨てに行く担当を誰にするのかを話し合いました。

最後の議題は、「どうぞ」「ありがとう」という礼儀の言葉を使うことを全員が忘れないで欲しいと、ある児童（名前も明らかにされませんでした）からのお願いが伝えられました。ドアを開けて出入りする



ロックハム初等学校の
スクール・ロゴ
モットーは「一緒にやろう、志を高く持とう」

る時を観察していてそのことに気づいたと報告されました。

そしてそれらの議題の後には、何か他に問題にしたいことがあるか必ず確認されます。

議題のその他の例としては、いじめの問題、学校マガジンの名前、学校放送のスピーカーの設置場所、親たちが自動車で学校に来なくてすむようにするために自転車置き場を設置すること、などがありました。

児童会、生徒会など、児童・生徒による学校全体の会議の場は、わが国でも実践されていますが、それらは児童代表や生徒代表による場です。シティズンシップ教育においては、代表養成も重要なテーマですが、ここでは全員が発言に参画できるような機会を持つことを重視しています。同時に最上級生は、それぞれのグループで会議のまとめ役を務めますが、なるべく多くの児童がその機会を持つような工夫をしています。

教科の学習でも選択権を 与えられ、意思を表明する」と

意思決定への参画は、教科の学

習やその他の様々な場面において選択権が与えられているところに見ることができません。

例えば、毎週金曜日の午後には設定されている「ロックハム時間」は、全学年混合で活動する時間ですが、その内容は、四週間ごとに、先ほどのサークルミーティングで児童が決めるのです。活動の内容は、個別学習、スポーツ、建築、美術です。

また、昼休み等に校庭で遊ぶ時には、多くの初等学校ではプレイリーダーと称する大人たちが見守りますが、ここでは最上学年の六年生がその役を務め、どのようなゲームをするのかを決定し、また自由に遊ぶことを保障しています。

そうした選択権は、個々の学習活動の中でも与えられていると児童たちは認識しています。例えば、自分の学習に関する自己評価ブックや「思考様式の帽子」です。

自己評価ブックは、例えば個々の学習が終わった時にその理解度について「笑顔」「悲しい顔」のマークをつけるなど、児童がそれぞれの学習活動について自己評価し記入していくものです。児童による



思考様式を表す六つの色の帽子が教室に掲示されている。(同校のホームページから)

自己評価は、学年終了時に親に渡す成績報告書にも含められます。

思考様式の帽子は、わが国でもビジネスの世界で紹介されているエドワード・デ・ボノ博士考案の「並行思考」という考え方に基づくものです。「客観」「情意」「消極」「積極」「創造」「制御」という六つの思考様式を、それぞれ六つの色の帽子で表しています。紙幅の関係で詳しい説明は割愛しますが、児童は学習活動における発言の際に、それぞれの色の帽子をかぶり、その思考様式に従って発言することで、発言内容を選択することができるのです。

ロックハム初等学校では、児童が様々な形の選択権と、それにより自分たちの意思を表明する機会が与えられているのです。これらはまさに参加的市民の育成を目指した学校ぐるみのシティズンシップ教育といえるでしょう。

行列のできる

講座のつくり方

言い訳探しよりも参加者にとって もつとおもしろい企画を！

NPO法人男女共同参画おおた理事 牟田 静香

「役にたちそう」「おもしろそう」
「友達ができそう」

これまで数々の講座を企画運営してきましたが、ターゲットが変わっても応募してくる動機は、「私にとって役に立つ内容だったから」「何だかおもしろそう」「友達ができそう」この三つに集約されます。

第二回で記述した「わたしへのごほうび講座」のターゲットは、子育て真っ最中の専業主婦でした。連続講座の場合には、必ず初回で自己紹介も兼ねて受講動機を全員に話してもらいます。その動機でもつとも多かったのは「タイトルに惹かれた」でした。二番目は「保育付きだったから」。そして三番目は「友達を見つけたかったから」。受講動機は次の講座を企画する際の材料にもなります。「この一言があったからこの講座を申し込んだ」ということも多々あります。その動機を発見す

ることができれば、次の講座の企画に大いに役立てることができます。

平成一六年に「エセナおおた」で初めて団塊世代の男性のみを対象とした講座を企画したことがあります。平成一九年から始まる大量退職の前に、これまでの会社人間から生活人間・社会人間に変わり、男女共同参画社会を実践することを目的とした講座です。講師は、私が師と仰ぎ、関西を中心に「人の集まる男性講座の作り方講座」の講師をしている吉田清彦さんです。吉田さんの本業は調理師ですが、フリーライター、そして結成二〇年を超える「コマーシャルの中の男女役割を問い直す会」の世話人もしている方です。男女共同参画の視点にたった夫婦のコミュニケーションのあり方や、家事としての料理の基本、さらには成功する男性講座のノウハウまで教えてくれる、願ってもない講師です。

私は男性ではありませんので、男性の気持

むたしずか

〈プロフィール〉

区の男女平等推進センター「エセナおおた」の活動を通し、不振だった同センターの主催講座に定員オーバー続出のヒット講座を連発するようになる。著書に『人が集まる！行列ができる！講座、イベントの作り方』（講談社+α新書）。

ちのすべてを理解することはできません。当時、図書館や書店に何度も出向き、男性向けの雑誌を片っ端から読んで男性の気持ちを探ろうとしたのですが、なかなかよい企画とタイトルが思い浮かびません。そこで講師の吉田さんと相談しながら企画をたてタイトルを決めました。吉田さんの細かいアドバイスのおかげで、日程は隔週の土曜日に料理教室を入れる（しかも前半ではなく後半に入れる）、タイトルは「男の生き方セミナー」力を抜いて生きようよ」に決まりました。

その結果、定員二〇名のところ、四六名もの応募がありました。応募の動機でもつとも多かったのが「料理を学びたい」「タイトルに惹かれた」「定年後の生き方を学びたい」でした。「妻に強制的に」という人もいました。吉田さんは「そもそも男女平等推進センターという名前からして男性は入りづらいと感じているため、チラシや宣伝文句に『来ても怖くないよ、安心だよ』というメッセージを込めることが必要」と教えてくれました。講座の組み立て、タイトルやチラシも、つねに受講者の立場にたった丁寧な仕掛けが必要であることを改めて感じました。この講座終



了後OB会が結成され、今でも月一回の集まりがあります。また「エセナおた」のボランティアスタッフとして、イベントや講座の実施に力を発揮しています。

定員割れの言い訳トップ3

現在、東北から九州まで日本全国の自治体やNPO、企業等から「行列のできる講座のつくり方」と題した私への講演の依頼が年間七〇回ほどあります。なぜそんなに依頼があるのかというと、どこでも講座やイベントを企画しても人が集まらないという悩みを抱えているからです。悩んではいるものの、どうすれば人が集まる企画が実現できるのか具体的な方法がわからないため、つねに言い訳探しをしているのが現状です。

ここで主催者側の言い訳トップ3を発表しましょう。

第3位 「天気が悪かったから…」 「天気がいざなから遊びに出かけてしまった」

雨が降っても快晴でも、とにかく必ず天気のせいになります。そもそも申し込み制の講座の場合に天気は関係ありません。

第2位 「市民の意識が低いから」「民度が低いから」 特に多く使われている言い訳

で、政治問題や男女共同参画、環境問題、差別問題、平和問題など意識改革を目的とした講座に多く使われます。意識を変えたいための講座であるはずなのに、「市民の意識が低いから人が来ない」と総括してしまえば次につなげる改善点は出てきません。

ではこういう講座には「意識が高い人」に来て欲しいのですか？ 違うはずですよ。意識が高い人ではなく、これまで意識せずに暮らしてきた、意識のない人に参加してもらいたいはずですよ。だからこそ目的を前面に出さない戦略や既成概念を突破した新たな発想など、テーマに関心がない人へのアプローチ方法が生まれてくるのです。

第1位 「人が来なくても核となる人が育てばよい」 これは開き直り以外の何ものでもありません。人が集まらないことを見事に正当化している言い訳です。人が集まっていなくてもかかわらず、核となる人を発掘できるはずがありません。こういう言い訳ばかりをしていると、講座にひとりでも多くの人が参加してもらいたいという努力をしなくなりそうです。人が集まらなくてもつづれない（と勝手に思い込んでいる）自治体や部署に多い究極の言い訳です。また「人が集まらないからこそ行政でやる意義がある」というのもありました。そんな意義など私はないと思っていますし、そこで人を集める企画をすることがプロとしての務めだと思えます。

また人口が少ないことを言い訳にしている地域も多いです。さらには「大田区とは地域性が違うから」という言い訳も多いです。「地域性が違う」というのであれば、私が話をしていく大田区の事例と自分たちの地域の違いを明確にした上で、さらにはその地域でどうすれば人が集まる講座ができるかを考え

るべきだと話します。地域性や人口を言い訳にして、人が集まる講座を企画できない自分を正当化すべきではありません。

税金の無駄遣いをしない

講座やイベントに人が集まらない理由は二つしかありません。「企画が悪いこと」と「広報力が不足している」こと。まずは企画者側に問題があるということを認めることが必要です。さらにいえば、行政ほど広報手段に恵まれているところはありません。地域の広報誌に掲載することができ、公立の施設にチラシを撒くことが可能です。しかも受講料は無料がほとんどです。ここまで恵まれているにもかかわらず、人が集まらないのは企画力が不足しているだけなのです。

私がいる組織は、大田区立男女平等推進センターの指定管理者として、建物を管理運営し、さらに事業企画も行っています。すべては大田区からの税金です。それだけは決して忘れないようにしています。定員割れの講座は税金の無駄遣いです。そもそも定員割れの講座を企画し続けると、予算が削られてしまいますし、私たちNPOのミッションが達成できません。そのことをつねに忘れないようにしています。

私もいまだに定員割れの講座を企画することもあります。大切なのは、言い訳を探すのではなく、定員割れを認めて、反省点や課題を組織で出し合い、次の講座に活かして行くことだと思えます。

教育三法の改正

今、教育を取り巻く環境は数多の課題を抱え、国民の大きな関心事となっています。国においては、教育基本法の改正に引き続き、本年6月20日、いわゆる教育関連三法が成立しました。

なり、公教育への信頼が失われかねない状況が生じました。また、一部の教員の不祥事により、教育公務員全体への不信感が広がる結果となりました。

このような状況から、「教育の再生」が喫緊の課題であるとして、政府において教育関連三法（学校教育法等改正、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）改正、教育職員免許法および教育公務員特例法改正）の検討が行われました。なお、この検討の過程においては、文部科学省に設置されている中央教育審議会のほか、内閣に設置されている教育再生会議、教育の規制改革の観点から設置されている規制改革会議など、複数の審議会においてそれぞれの観点から議論がされ、意見が出されたことも話題になりました。

改正のポイント

教育三法は、学校教育法の改正、地教行法の改正および教育職員免許法・教育公務員特例法の改正の三改正法から成り、改正内容も多岐にわたるものですが、その中でも特に重要であり、また、大いに議論となったのは、次に掲げる三点です。

・教員の質の維持向上をめぐる制度改正

免職・休職などの処分を受けた教員は、現在、年間七千人に上り、大きな問題となっています。これらの教員の中には、指導力不足などのいわゆる「不適格教員」も相当程度含

まれています。こうした教員については、当初、教員免許の更新を行わないことにより教職から排除することも検討されました。しかし、中教審の答申などを受けて、教育免許更新制は教員の質の向上を図ることが直接的目的とされました。「不適格教員」の排除については、人事管理の厳格化によって対応することとなっています。

教員免許更新制の内容は、一〇年ごとに三〇時間の講習を義務づけるものであり、この教育免許更新のための講習は、全国の大学が実施することになります。この講習の受講者は毎年一〇万人になると見られ、座学中心のものと考えられますが、これで教員の能力が測れるのか疑問視する意見もあります。また、大学ごとに異なる講習が行われるため、その認定の基準の公平性をどのように確保するのか、といった問題点も指摘されています。

「不適格教員」に対しては、「不適格教員」の認定および指導改善研修の実施、研修後不適格と認定された者についての免職等の措置の義務化などの人事管理の厳格化が図られ、また、分限免職処分を受けた教員についての免許状の失効なども整備されました。このように制度は整備されましたが、実際に「不適格教員」の排除が成功するかどうかについては、教育委員会や学校において、制度の趣旨に則って、人事管理が適切に運用されるかどうかにかかっています。

教育三法検討の経緯

昨年十二月に教育基本法が約六〇年ぶりに改正され、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が明らかにされ、新しい教育基本法に則った形での制度の見直しを行うことが必要となりました。その一方で、昨春秋に大きな社会問題となったいじめや未履修問題については、その対応をめぐって教育委員会や学校の在り方について様々な議論を呼び、学校教育の本質や教育行政における責任の所在はどこにあるのかなど、公教育の在り方、さらには社会全体の在り方が国民的な議論に

・学校における組織運営体制や指導体制を
めぐる制度改正

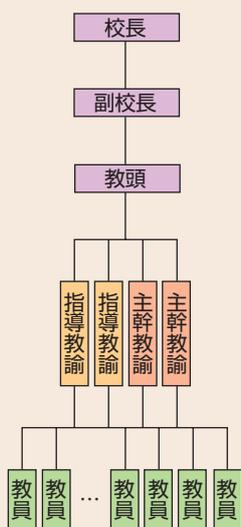
一部の管理職に負担が集中している現状の改善、指導力の高い教員がその能力を活用できる環境の整備などを目的として、幼稚園、小中学校等に副校長、主幹教諭、指導教諭という職を置くことができることが法律で明記されました。副校長は、教頭に集中している管理職の負担を分担すること、主幹は、教育現場におけるリーダーとして、教員の指導や相談相手となることが、それぞれ期待されています。また、指導教諭は、指導力が高い教員を優遇することを目的としています。

これらの制度を先行して採用している学校では、管理職の負担が軽減されるなどの一定の効果が見られる一方で、多忙な割には収入が少なくとして主幹などの職に就きたがらない傾向が見られる学校もあります。また、中間管理職が増加することで教壇に立つ教員が減るのではないか、教育現場における上意下達が増強されるのではないかとの懸念も示されています。

・国の関与をめぐる制度改正

教育委員会の法令違反などによって、緊急

新しい学校の組織図



に生徒などの生命・身体を保護する必要が生じ、他の措置によってはその是正を図ることが困難な場合、文部科学大臣は是正・改善の指示ができることが法定されました。また、教育委員会の法令違反や怠りによって、生徒などの教育を受ける権利が侵害されていることが明らかなる場合、文部科学大臣は、講ずべき措置の内容を示して地方自治法上の是正の要求を行うものとされました。なお、これらの指示や是正の要求を行った場合には、文部科学大臣は当該地方公共団体の長および議会に対してその旨を通知することになります。

教育委員会への国などの関与については、

地方分権の流れを受けて、平成十一年に制定された地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）により、地方公共団体に対する国の包括的指揮監督権や文部大臣による教育長の任命承認制が廃止されました。それにもかかわらず、今回の改正地教行法で教育委員会に対する国の関与が規定されたことは、この地方分権の流れに逆行するのではないかと、国による地方教育行政に対する支配の強化ではないかとの懸念が示されました。これに対し、国会審議の中で総務省自治行政局長は、「あくまでその自治事務に認められた関与の範囲、これは地方自治法で基本原則が定められているわけでございますが、その範囲内で行っていたかどうかというふうに認識しております」と答弁しています。

しかし、国が教育委員会に指示、是正の要求を出す要件についての、文部科学大臣の答弁は、「私が判断したとき」「定義はあらかじめできない」などとあいまいなままとなっています。

その他

保護者に対する情報提供に関する規定が整備され、学校は保護者等との連携協力を推進するため、学校運営の状況に関する情報を積極的に提供することとされました。また、教育委員の数が弾力化されるとともに、保護者の意向が教育行政に適切に反映されるよう、委員のうちに保護者が含まれるようにしなければならぬこととされました。

私立学校については、都道府県知事が、学校の設置・廃止の認可や助成金の交付などを行っていますが、今回の改正で、知事は、私立学校に関する事務を管理し、執行するに当たり、必要と認める時は、当該都道府県教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言または援助を求めることができることとされました。一部には私立学校の教育内容について知事が関与していくのではないかとこの懸念の声もありますが、文部科学省が七月三十一日に各県の教育委員会に出した通知では、この改正規定は私立学校に対する知事の権限を変更するものではなく、知事に助言または援助を行うに当たっては、私立学校の自主性を尊重するなど適切な配慮を行うことを求めています。

参院選啓発 アラカルト

メイスイ 列島 フラッシュ

参院選において、明るい選挙推進協議会と選挙管理委員会が行った投票参加を呼びかける活動や、民間団体が行った有権者に対する候補者や政党の判断材料の提供などの取り組みを紹介します。



岐阜県サッカー場

県選管が初めて街頭啓発

岐阜県選管は、これまで街頭啓発を地方事務局および市町村に任せていましたが、今回初めて自ら出張啓発しました。街頭啓発の場所は、今年からJFL（プロサッカー下部リーグ）に加盟した「FC岐阜」の協力を得て、七月二十一日に行われた公式試合の場で

す。試合開始前の待ち時間に、ピッチから着ぐるみ人形のめいすいくんがスタンドの観客に呼びかけ、ピッチを半周して大いに注目を集

めました。

また、あわせてFC岐阜のチームカラーで作ったうちわを、先着二〇〇〇人に配布したところ大人気で、父親が、うちわに書かれた啓発標語について子どもから尋ねられてこれに答える場面も見られ、県選管担当者も初めての街頭啓発の効果に喜んでいました。

タダコピ

東京都選管は、都内一四大学二一キャンパスに設置されている特定のコピー機を使った広告を実施しました。このコピー機の用紙裏面にはあらかじめ投票を呼びかける広告が印刷されており、利用者はこのコピー機を使うと無料でコピー（ただでコピー＝タダコピ）することができ、しかも片面には大事な資料がコピーされているからすぐには捨てられません。ターゲットを若者に絞り込んだ啓発で、用意した一万枚のコピー用紙は、すべて消費されました。

駅ナカキャンペーン

東京都選管は、地下鉄駅ホームなどに設置されている運行情報な

どの表示パネルを利用して啓発用静止画像を掲示しました。投票日・期日前投票を周知するもので、めいすいくんのキャラクターを添えています。

キャンペーンガールがめいすいくんの描かれたティッシュを配り、着ぐるみめいすいくんも登場して駅ナカキャンペーンを実施しました。ティッシュをもらいながら、ふと上を見るとめいすいくんの静止画像が映っていることで、相乗効果を上げることができました。

ご当地めいすいくんの ニューフェイス

沖縄県では、ご当地めいすいくん「キジムン」が活躍しました。沖縄に伝わる木の妖精キジムナーをモチーフにして、赤い髪が特徴です。出身地は県庁横のガジユマルの木、趣味は選挙を伝えることと寝ることです。口癖は「いちやりば、投票っ！」で、「いちやりば」とは「出会ったら」という意味の沖縄言葉で、出会ったら声を掛け合ってみんなで投票に行きましょう、という願いを込めま

した。キジムンは啓発キャンペーンに参加するとともに、キジムン日記をウェブに公開して投票を呼びかけました。



街頭啓発に活躍する「キジムン」

啓発グッズも アイデア次第

○地サイダー

青森県選管は、啓発物資に地サイダーを採用しました。地ビールならぬ地サイダーの人氣が全国的に高まっており、百貨店やコンビニエンスストアなどでコーナーが組まれています。青森県でも年齢を問わず人氣があり、ラベルに投

票日とキャッチコピー「さわやかでクリーンな味わい! 選挙サイダー」と印刷し、啓発イベントやビアガーデンなどで配布しました。

○エコバックとバースティカード

東京都町田市選管は、常時啓発の配布資料としてコットン生地 of 買い物エコバックを一〇〇枚作成し、参院選の臨時啓発でも活用しました。その場限りで捨てられてしまうものでなく、かつデザインも日常で使ってもらえるようシンプルにしました。

また、常時啓発事業として新成人に対してバースティカードを毎月一回送っています。「持つだけでなく、生かすことが大切です。選挙権」「宇宙で選挙があるのは地球だけかもしれない」というメッセージと、朝焼けの写真や啓発の挿絵がレイアウトされています。



町田市エコバック

す。参院選では、統一選の知事選以降に選挙権を得た人と参院選で初めて選挙権を得る人に対して、五月の下旬にまとめて送付しました。カードには投票立会人募集の案内も載せました。

明るい選挙推進協議会の 学生委員がんばる

○広島市明るい選挙ユースボランティア 「チームGOⅢ」

自分たちで考えた方法で、同世代の若者や市民に投票参加や選挙に対する意識の向上を呼びかける「チームGOⅢ」。統一選に引き続き、啓発イベントの実施、ポットキャストイングラジオの制作などに取り組みました。

啓発イベントは、七月一六日の海の日に広島駅南口地下広場で、模擬投票、選挙子どもシンポジウム、選挙クイズなどを実施しました。

模擬投票は、広島市関連のマスケットキャラクターを候補者に見立て、来場者が投票を体験。選挙子どもシンポジウム「決めるのは自分だ」では、「学年で遠足の行き先を決めるには?」というテ

マで会場に来た子どもたちが意見を出し合いました。選挙クイズは、投票や開票の舞台裏などをテーマに実施。また、落語家による選挙寄席や子ども会によるソーランで人を集めました。

○高知県明推協の学生委員

県明推協には委員として二人、サポーターとして五人程の女子大生が参加しています。県明推協は八月二十一日、統一選に引き続き、買い物客や通行人に「投票する際に重要視する問題」を聞く街頭アンケートを行いました。これには五人の女子大生が参加しました。アンケートには、二時間足らずでしたが三四二人の回答を得ることができました。結果は、年金・税金が圧倒的で、福祉・医療が続きました。

二七日には学生たちだけで自主的に、チラシとうちわを配布する街頭啓発を行いました。チラシのメッセージは自分たちで考え、「参議院議員選挙がもうすぐです。投票日は七月二九日(日)自分の住んでいる町をもっとよりよくしなくありませんか? 自分の意思を示したくありませんか? まだ



大学生が街頭啓発

若いから分からない、でも若いからこそできることがある。自分の意思を示せる場に足を運ぼう!! 投票に行こう!! その先にはきつと明るい高知が見えるはずだから。」と、五人で呼びかけました。

○かながわ選挙カレッジ生

今年六月、神奈川県明推協は、若年層の低投票率の改善策として、学生自らが参画する啓発活動「かながわ選挙カレッジ」を立ち上げました。県明推協の実習生と

して一年間、啓発事業を企画したり、研修会に参加したり、選挙事務を体験します。

参院選では早速、指定病院等における不在者投票制度の事務と、大型百貨店前での街頭啓発を体験しました。今後、常時啓発活動に取り組みます。

大学生の自主企画

○啓発CMを自主制作

さいたま市では、埼玉大学の学生が制作した啓発CMをテレビと街頭ビジョンで放映しました。埼玉大学教授である松本正生さいたま市明推協会長が担当するゼミの学生に、大学生が参画する啓発活動の事例を話したところ、同世代の関心を高めたいとゼミ生が自主的に映像CMを制作しました。それを市選管が採用し、選管が地元テレビ局や埼玉スタジアムなどに掛け合い、放映されました。八月二六日に投票が行われた埼玉県知事選挙でもCMを制作し、放映されています。

○大学生がフリーペーパー選挙特集号を制作

静岡県では、県内の大学生で構成するサークルがフリーペーパー「静岡時代」を編集発行しています。その「静岡時代」が選挙特集号を作成し、県内一五大学と静岡駅、浜松駅などで配布しました。静岡県選管の「大学生が大学生に投票を呼びかける」ことを目的とした企画に呼応したもので、「選挙を知らない学生のための、学生による選挙入門企画」をテーマに、学生へのインタビュー、時事用語、投票方法の解説などで構成されています。

成するサークルがフリーペーパー「静岡時代」を編集発行しています。その「静岡時代」が選挙特集号を作成し、県内一五大学と静岡駅、浜松駅などで配布しました。

静岡県選管の「大学生が大学生に投票を呼びかける」ことを目的とした企画に呼応したもので、「選挙を知らない学生のための、学生による選挙入門企画」をテーマに、学生へのインタビュー、時事用語、投票方法の解説などで構成されています。

高校生が呼びかけ

○東京都

東京都選管の街頭啓発に高校生が初めて参加しました。今年度から都立高校で「奉仕」が必修科目とされたこともあり、未来の有権者に関心を持ってもらうことや活動参加後に保護者との話題にのほのほ通じて働きかけたところ、授業と



高校生街頭啓発・蒲田高校

してではありませんが三校（うち一校は台風で中止）が協力してくれました。

七月二二日、私鉄の町田駅周辺の町田市明推協・選管との共同キャンペーンに、山崎高校生徒会の一〇人が参加しました。

七月二六日の夕方、JR蒲田駅周辺で行われた大田区明推協・選管との共同キャンペーンには、蒲田高校ボランティア部の一〇人ほどの部員が参加し、勤め帰りのサラリーマンや買い物客に投票参加を呼びかけました。

○神奈川県

神奈川県では、藤沢市、横浜市、保土ヶ谷区、横浜市青葉区の明推協・選管が実施した街頭啓発に、それぞれ五人程度の高校生が参加しました。県選管が県立高校生を街頭啓発にと計画し、それに応じた市区選管について、県選管が県立高校と交渉して実現しました。

○宮崎県日南市

日南市では、高校生四人が体験学習として投票事務に従事しました。

中学生も呼びかけ

○横浜市鶴見区

鶴見区では、中学生（市立中一校、私立中一校）と高校生（市立高一校）が、区内二地区の街頭啓発に参加しました。区明推協には一七の地区協議会があり、一八年度から事業計画を各地区で作成し、実施しています。区選管・明推協は区内の校長会に対して啓発活動への協力を要請しています。二地区はおのおの独自に学校と交渉して中高生の参加を実現させました。

○東京都練馬区

練馬区では、区立中学の三年生一七人が私鉄の駅前で、自分たちがデザインした啓発うちわを配布して、投票を呼びかけました。中学生が啓発活動に参加するのは一七年度の都議選、一九年度の統一選に続き三回目です。

今回参加した生徒は社会科を選択授業としており、うちのデザインは授業の宿題としていただきました。啓発活動は夕方行われましたが、当日の午前中にあった授業で、区選管職員が選管の仕事や啓発の意義について話しています。活動について書いてもらった感想文を、区明推協の広報誌に掲載する予定です。

練馬区では未来の有権者である中学生に選挙や政治への関心を持つため、総合学習の授業



中学生・練馬区のうちわ

などを利用して毎年一校で「中学生啓発講座」を実施しています。一八年度は元国際選挙監視要員の方から、海外での選挙執行に携わった体験談を聞きました。街頭啓発は、啓発講座を行ったもしくは今後行う予定の学校にお願いしています。

ポートマッチ

オランダ、ドイツなどでは、有権者がインターネット上で複数の設問に答えると、自分の考えに近い政党や候補者を選び出してくれる、ポードマッチと呼ばれるサービスが提供されています。ポートは投票、マッチは適合の意味です。選挙の争点や政党のマニフェストなどのデータに基づいて設問が作られ、データと回答を比較します。また、ポートマッチは市民性教育の手法として学校などでも活用されています。

今回の参院選で、日本で初の本格的なポートマッチが実施されました。毎日新聞による「毎日ポートマッチ・えらぼーと」、政治学者らによる「日本版ポートマッチ・投票びったん2007」「投

票エージェンツ」の三つのサービスで、多少の違いがあります。それぞれ反響を呼び、毎日ポートマッチには期間中約三七万人がアクセスしたと報道されています。

未成年模擬選挙

NPO「模擬選挙推進ネットワーク」が、未成年者による模擬選挙を実施しました。中学生や高校生などが参院選の候補者や政党の主張などを比較し、学校や街頭、インターネット、ファクシミリ、郵便で投票したもので、学校での選挙には約四〇校が参加しました。

実施方法は各校で異なり、全校で取り組むところ、社会科などの授業で取り組むところ、生徒会などが授業外で取り組むところなど様々でした。授業で選挙制度について学習し、政党の比較を行い、マニフェストなど投票の判断に役立つ資料を用意し、政党のポスターを貼った学校もありました。投票箱も選管から実物を借りた学校もあれば、ダンボールで作ったものもありました。

絵本・リンカーン

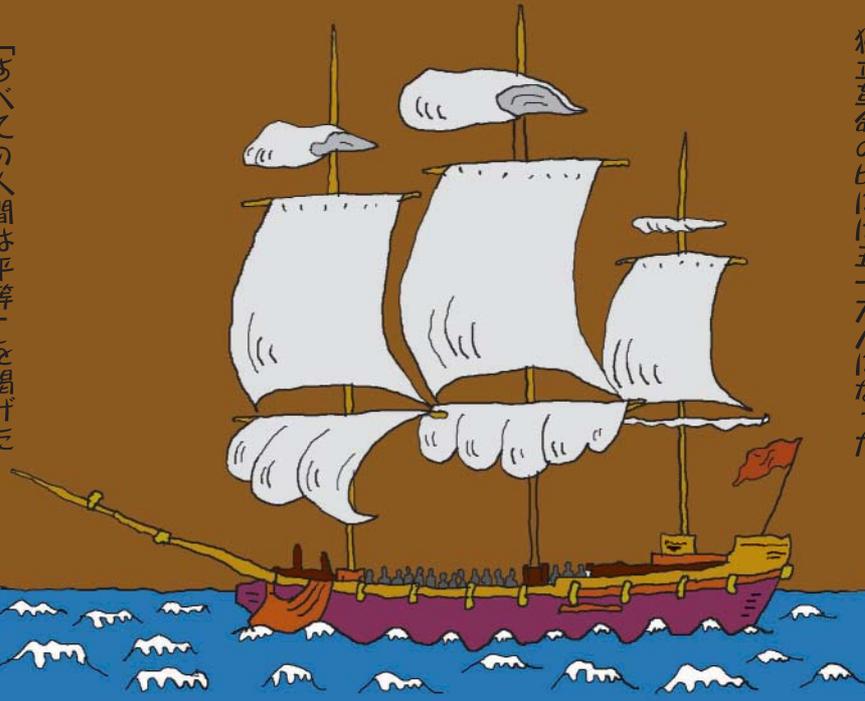
《第3回》
奴隷問題

イラスト：東 芳純

Abraham Lincoln



黒人奴隷がアメリカに初めて連れてこられたのは
植民地時代の一六一九年だった。
その後、おもに南部のタバコ栽培などの
労働力として増え続け、一七七〇年代の
独立革命の頃には五十万人になった。



「すべての人間は平等」を掲げた
独立宣言を受けて
北部では一七八〇年ごろから
奴隷制が廃止されていった。
南部では奴隷制が容認されはしたが、
奴隷貿易は禁止された。

一八〇〇年代に入り、産業革命によって
綿工業が飛躍的に発達し、
南部では原料である棉花栽培が急速に発展した。
奴隷制が強化されたが、輸入できなかつたので
多産が奨励された。
奴隷人口は一八二〇年には一五〇万人となった。





1852年、黒人奴隷の過酷な境遇を著した小説「アンクル・トムの小屋」が発行され、全米に波紋が広がった。

その頃奴隷制を認める奴隷州（南部）と禁ずる自由州（北部）の数は拮抗していたが、一八一九年、ミズーリ州が連邦に加盟するにあたり、どちらの制度を採るかで南北が対立した。
その結果、翌年、北緯三六度三〇分以北では奴隷制を認めないとするミズーリ協定が成立した。

弁護士として活躍していた四五歳（一八五四年）のとき、連邦上院の有力議員である民主党のステイブン・ダグラスが、「カンザスとネブラスカ准州で奴隷制を認めるかどうかは住民の意思による」とする法律を成立させた。両准州は北緯三六度三〇分以北に位置し、ミズーリ協定を無効とするものだった。

奴隷制は住民の意思で決定させよう

奴隷制の拡大になるぞ!

Stephen A Douglas

奴隷制の拡大に反対

リンカーンは奴隷制が道徳と独立宣言に反すると考え、奴隷制の拡大に反対して政治活動を再開した。州下院議員に当選し、翌年さらに連邦上院議員を目指したが及ばなかった。

四七歳のとき、
奴隷制に対する態度があまりいな
ホイッグ党に見切りをつけ、
反対派が集まって結成された
共和党に参加した。

投票用紙は弾丸より
強いのです。



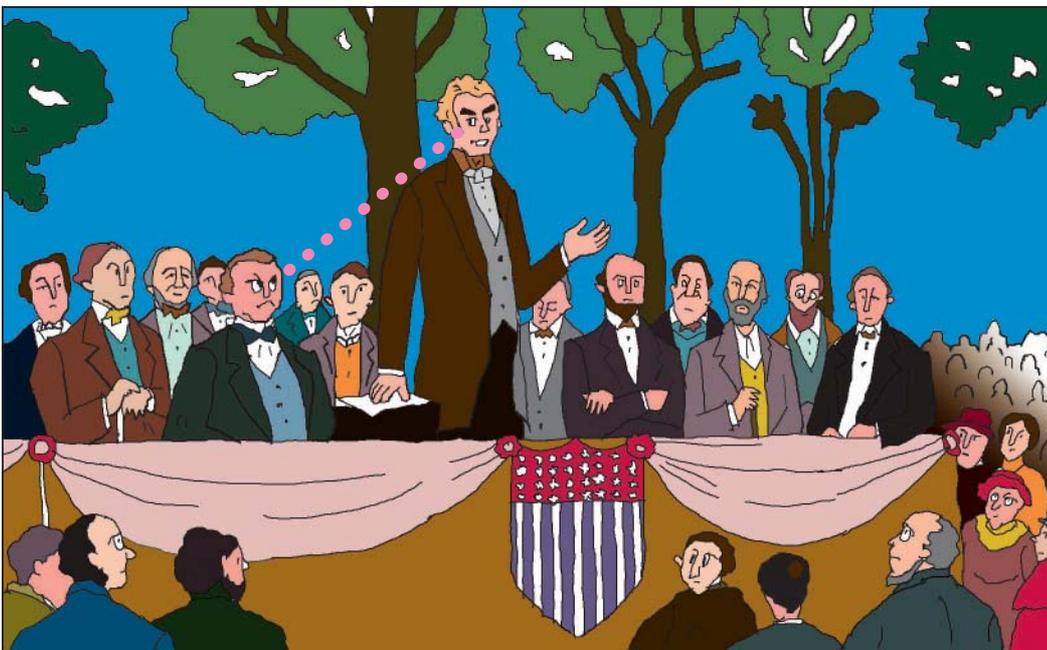
イリノイ州共和党結成大会で
「投票用紙は弾丸よりも強いのです。
奴隷制賛成派に弾丸を使わせましよう。
しかし大統領選挙で投票用紙の猛射を
浴びせましよう」と演説した。

奴隷は
私有財産



一八五七年、連邦最高裁が
「奴隷は私有財産であつて基本的人権は
持たない。連邦議会は州の奴隷制度を禁ずる
権限はない」と南部寄りの判決を下し、
南北の対立が激化した。

四九歳のとき（一八五六年）、州共和党大会で
連邦上院議員候補に指名され、改選期を迎えた
かのダグラスとの一騎打ちとなった。
彼はイリノイ州選出議員で、弁護士でもあり
伯知の間柄だった。いよいよ大統領への
階段を一気に駆け上がる時が来た。



研修会の開催

当協会では、地域で明るい選挙推進運動を進めていただくリーダー養成のため、3種類の研修会を全国七つに分けたブロックでそれぞれ開催しています。活動事例の発表やワークショップなどで構成します。

活動事例は、まちおこしなどに取り組むNPOの方や、活発に活動している明るい選挙推進協議会の委員、明るい選挙推進運動に参加する大学生や青年団員などに発表をお願いします。少人数に分かれて行うワークショップは、ブレインストーミング、カードを使うKJ法などの手法を用い、主権者教育の考え方を取り入れて行っています。昨年度の研修には約1,000人の方に参加いただきました。参加者の募集は選挙管理委員会を通じて行っていますので、ご希望の方は市区町村選管にお問い合わせください。

平成19年度 各種研修一覧

9月12日現在

ブロック		中堅指導者養成	コミュニティリーダー養成	青年リーダー養成
北海道・東北	開催日	11月6日(火)～7日(水)	10月22日(月)～23日(火)	10月27日(土)～28日(日)
	開催地	北海道	山形県	青森県
関東甲信越静岡	開催日	11月26日(月)	11月22日(木)	10月30日(金)～11月1日(土)
	開催地	東京都	茨城県	神奈川県
東海・北陸	開催日	未定	11月2日(金)	未定
	開催地	富山県	石川県	岐阜県
近畿	開催日	未定	未定	12月8日(土)～9日(日)
	開催地	兵庫県	奈良県	大阪府
中国	開催日	11月15日(木)～16日(金)	11月1日(木)～2日(金)	9月29日(土)～30日(日)
	開催地	島根県	岡山県	島根県
四国	開催日	12月11日(火)	未定	
	開催地	香川県	高知県	
九州	開催日	11月12日(月)～13日(火)	11月6日(火)～7日(水)	10月13日(土)～14日(日)
	開催地	福岡県	熊本県	大分県

①中堅指導者養成研修

募集対象は明るい選挙推進協議会において、中堅の委員として活動している方です。主に、明るい選挙推進協議会の活性化策について話し合ってください。

②コミュニティリーダー養成研修

募集対象は明るい選挙推進協議会の委員で活動経験の少ない方や新任の方、または地域で各種ボランティア活動に従事されていて、新たにこの運動に参加していただけるような方です。各種のボランティア団体と協力してこの運動を進めていく方策について話し合ってください。

③青年リーダー養成研修

募集対象は明るい選挙推進協議会に委員として参加している大学生や社会人、各種団体で活動している若者です。主に、若年層の投票率向上策を、若者自身の観点から話し合ってください。

めいすいくんの着ぐるみ人形

めいすいくんの着ぐるみ人形は、平成13年のデビュー以来、各地の街頭イベントなどで使われてきました。あざやかな黄色と大きな体、愛くるしい顔で人の目を引き、子ども連れや若い女性を中心に人寄せ効果は抜群です。

13～15年度に、都道府県・指定都市選管にお配りしてきましたが、出番が多くて傷んできたことや経年疲労による磨耗などにより、新規の配布要望をいただいております。そこで、新たに60体を参院選の公示前にお配りしたところ、メイスイ列島フラッシュで紹介したとおり、早速各地で活用いただいております。

ご利用を希望される市区町村選管は、都道府県・指定都市選管にお問い合わせください。

編集後記

- 特集のテーマは5月に成立した「国民投票法」です。憲法の改正は国民にとって大変大きな問題であり、書店でも特設コーナーが設けられ、いろいろな視点による新書が並びました。そこで国民投票法の概要を整理するとともに、残された課題をご紹介します。あわせて、憲法学者の高橋和之教授に、国民投票法に関する一考察を寄稿いただきました。
- 行列のできる講座のつくり方、今回のタイトルは「言い訳探しよりも……」。講座が定員割れしたときの言い訳の第3位

は「(当日)天気が悪かったから」「天気が良すぎたから遊びに出かけてしまった」とのこと。牟田さん曰く「そもそも申し込み制の講座の場合に天気は関係ありません」。きびしい指摘がぼんぼん飛び出します。

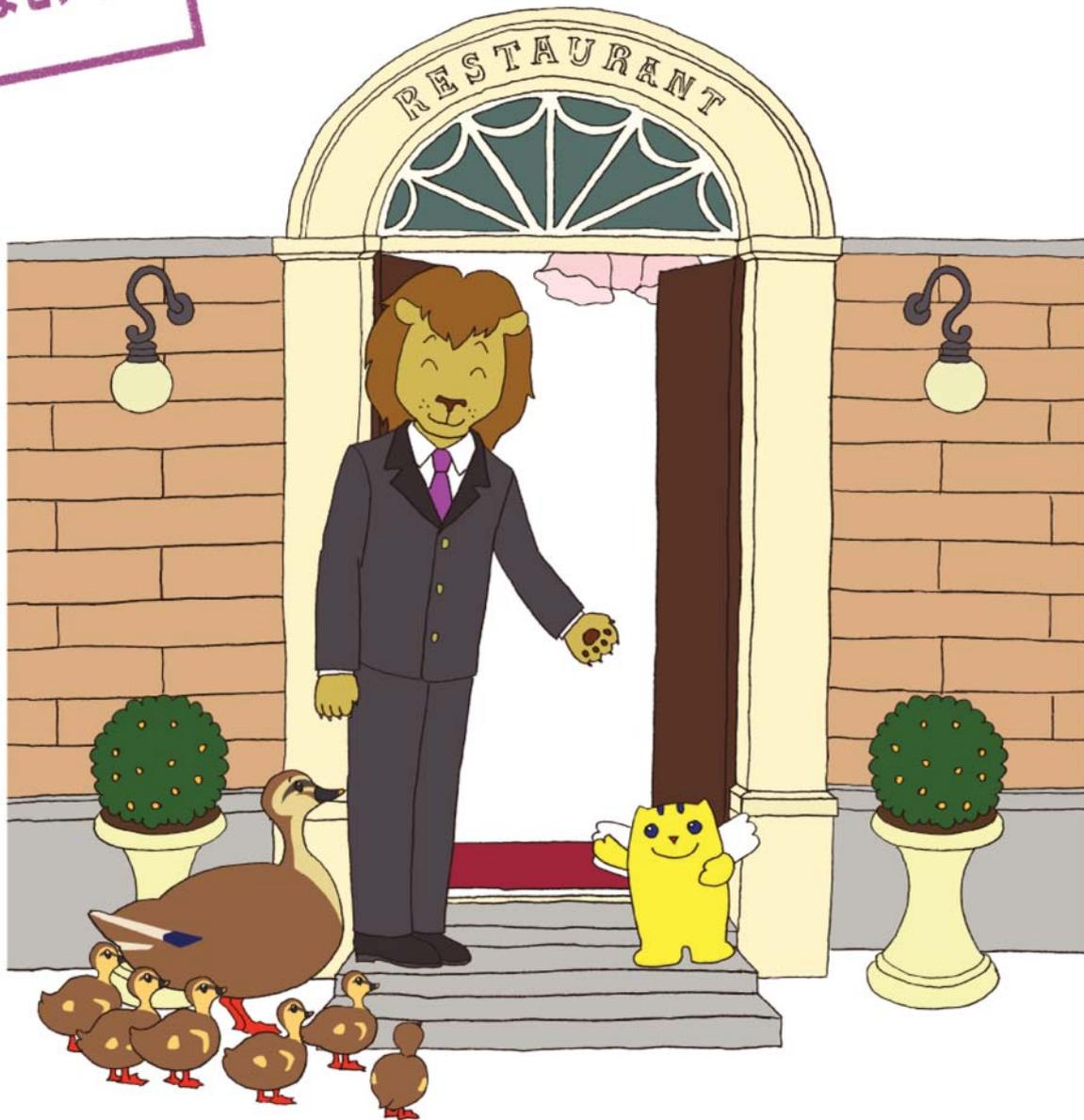
- メイスイ列島フラッシュは各地の明推協の啓発活動を中心に、民間のNPO等による新しい動きを紹介しました。協会では把握できていない啓発活動も多いと思いますので、SNS「めいすいNET」等でお知らせください。

編集・発行 ●財団法人 明るい選挙推進協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目1番1号 商船三井ビル4F ☎ 03 (3560) 6266・6267 FAX 03 (3560) 6268
 〈ホームページ〉 <http://www.akaruisenkyo.or.jp/> 〈メールアドレス〉 akaruisenkyo@mua.biglobe.ne.jp

編集協力 ●株式会社 公職研

ちょっと読んで
みませんキョ?



お子様連れでも、 ウェルカム?

レストランなどで、お子様連れはお断りということがあります。
では、20歳以上の人しか投票できない投票所は？
小さなお子さんも親御さんと一緒なら入場できます。
子供を置いていけないから、などと言わずに
かわいいお子様の、よりよい未来のためにも、
大切な一票を無駄にしないでください。

総務省・(財)明るい選挙推進協会